

民事裁判のIT化と デジタルファースト

田辺総合法律事務所
弁護士 吉峯 耕平

1

1. 裁判のIT化の動向
2. システム構築とデータ形式
3. 判例・記録の公開
4. 民事訴訟IT化とデジタル証拠
 - ① デジタル証拠と電子書証
 - ② 現行法における原本
 - ③ 電子書証の手続と証明力

2

1. 裁判のIT化の動向

3

未来投資戦略2017（6月9日閣議決定）

- ・ 迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

「未来投資戦略2017（具体的施策）」112頁
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

Doing Business 2017

Equal Opportunity for All



閣議決定の背景

世界銀行 世界ビジネス環境ランキング
Doing Business 2017

<http://www.doingbusiness.org/reports/global-reports/doing-business-2017>

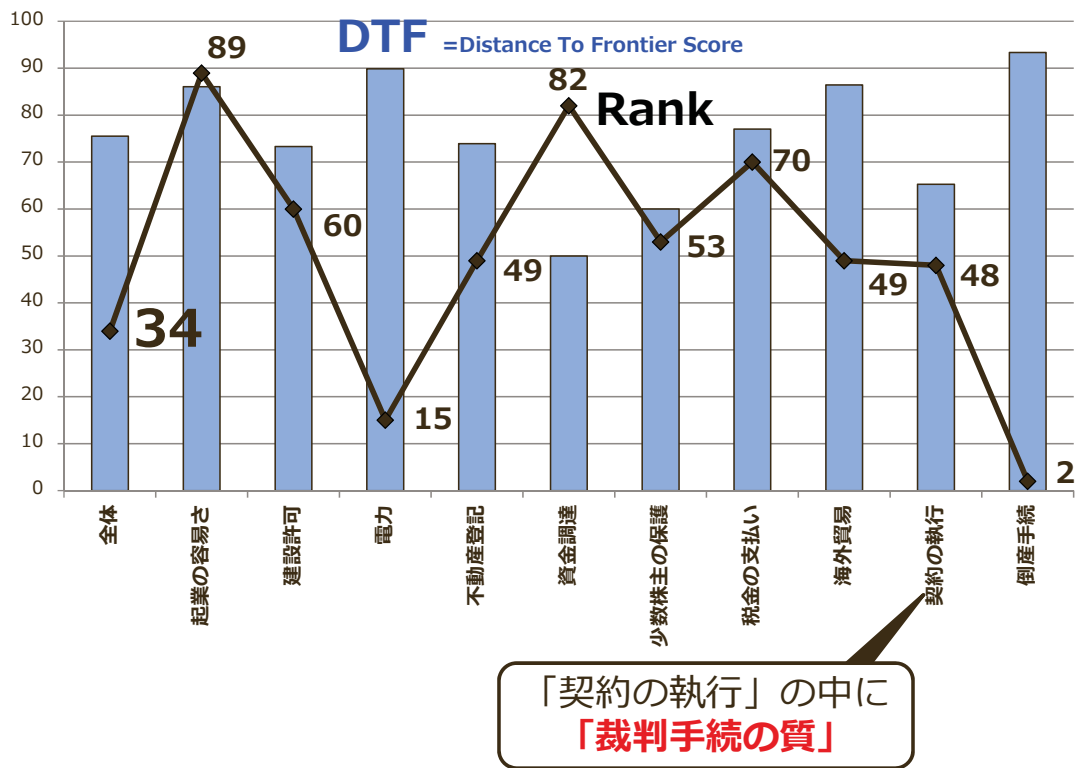
OECD35国中26位（世界190国・地域中34位）と低迷
政府目標は2020年までOECD中3位

The quality of judicial processes index

日本7.5（韓国14.5、中国14.3、米国13.8）

インデックスの項目として、電子ケース管理システム、電子申立て等があり、改善が必要となった。

Doing Business 2017 日本の成績



「裁判手続の質」の内訳

TABLE 12.17 What do the indicators on the quality of judicial processes measure?

Court structure and proceedings index (0-5)
Availability of specialized commercial court, division or section
Availability of small claims court and/or simplified procedure for small claims
Availability of pretrial attachment
Criteria used to assign cases to judges
Evidentiary weight of woman's testimony
Case management index (0-6)
Regulations setting time standards for key court events
Regulations on adjournments and continuances
Availability of performance measurement mechanisms
Availability of pretrial conference
Availability of electronic case management system for judges
Availability of electronic case management system for lawyers
Court automation index (0-4)
Ability to file initial complaint electronically
Ability to serve initial complaint electronically
Ability to pay court fees electronically
Publication of judgments
Alternative dispute resolution index (0-3)
Arbitration
Voluntary mediation and/or conciliation
Quality of judicial processes index (0-18)
Sum of the court structure and proceedings, case management, court automation and alternative dispute resolution indices

ケース管理

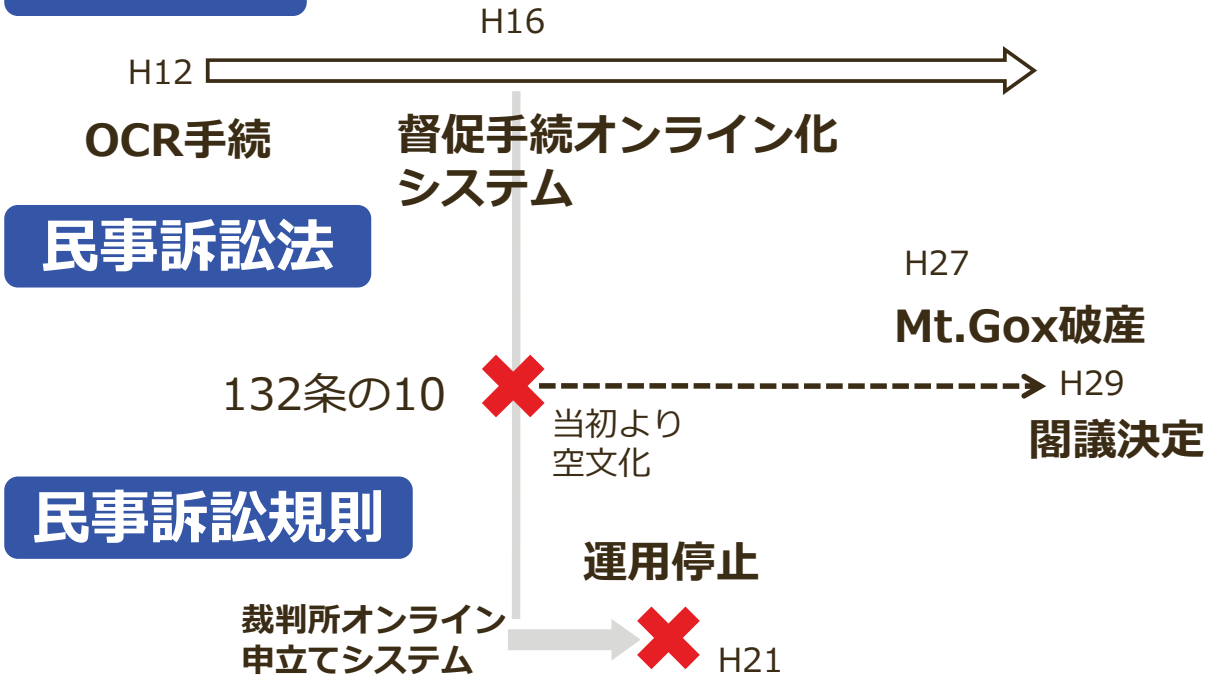
電子ケース管理 (裁判官)
電子ケース管理 (弁護士)

裁判自動化

訴状の電子提出
答弁書の電子提出
訴訟費用の電子納付
判例の公開

閣議決定までの民事裁判のIT化の進展

督促手続



民事訴訟法

民事訴訟規則

日本経済再生本部・裁判手続等のIT化検討会

- 平成29年10月～平成30年3月
- 検討対象は「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策」
- 刑事手続は排除されていないが、構成員に刑事専門家は不在で、事実上対象外



平成30年3月30日

裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ
— 「3つのe」の実現に向けて —

「取りまとめ」の要点と論点

- **訴訟記録の全面デジタル化**があっさり決まった（書面提出は排除されていない）
- **対象は民事訴訟法からスタート**
 - 一般ルールからの整備
 - セキュリティの観点
- **これから論点になりそうなポイント**
 - システム構築のあり方（セキュリティ含む）
 - 判例・記録の公開の範囲・手続
 - 本人訴訟と非弁

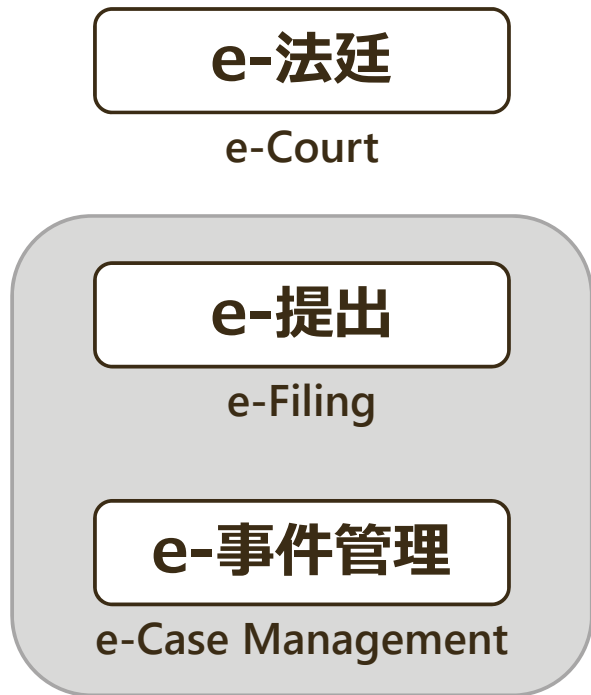
11

スケジュール：フェーズ1～3



図3 利用者目線から望まれる裁判IT化のプロセスのイメージ

「3つのe」の整理



e-Filingを「e-提出」と訳したのは誤解を招く。提出のみではない
(送付・送達や記録編綴も含む)

e-Filingとe-Case Managementは、事実上一体
その本質は裁判記録のデジタル化

13

未来投資戦略2018（6月30日閣議決定）

vi) 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

① 裁判手続等のIT化の推進

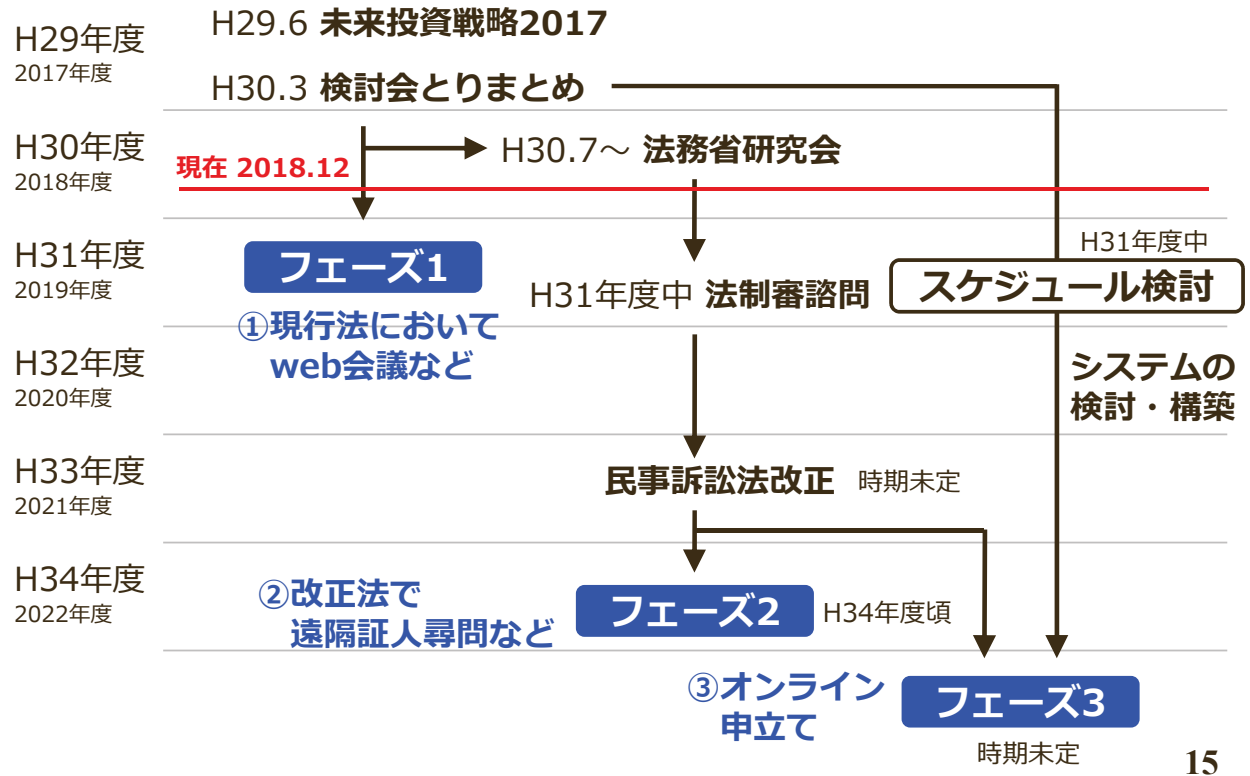
司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

- まずは、**現行法の下で、来年度から、司法府には、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始**し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図ることを期待する。
- 次に、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現することとし、**平成34年度頃からの新たな制度の開始を目指し、法務省は、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。**司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。
- さらに、所要の法整備及び**システム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。**
- また、法務省は、オンラインでの申立て等の実現に向けた**スケジュールについて、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、来年度中に検討を行う。**

「未来投資戦略2018」55頁 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)

14

今後のスケジュール



法務省・民事訴訟手続等IT化研究会



フェーズ1

《フェーズ1》として、法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていくことが考えられる。例えば、電話会議に加えてウェブ会議等のITツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用を開始して、その拡大・定着を図っていくことが挙げられる（e法廷の先行実現の一環）。

- 現行民事訴訟法の「音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法」（民訴170③、176③）にはWeb会議も含まれる
- 弁論準備手続の片方当事者出頭要件が支障となるが、書面による準備手続の電話協議日時（民訴176③）の活用が考えられる
（安西二郎「遠隔地・小規模の支部における書面による準備手続の運用」判タ1411号17頁）
- 準備書面の電子メール直送なども考えられる

17

フェーズ2

《フェーズ2》として、関係法令の改正により初めて実現可能となるものについて、所要の法整備を行い、直ちに制度的実現を図っていくことが考えられる。具体的には、民事訴訟法等の見直しを行い、例えば、前記第3の4(2)(3)にある双方当事者の出頭を要しない第1回期日や弁論準備手続期日等の新たな運用を制度的に位置付け、その運用を開始することが挙げられる。

- 遠隔弁論、遠隔証人尋問の実現
- 憲法上の公開原則との関係の整理が必要
- なお、現行法でも少額手続
- システム（Web会議）については、フェーズ1で基本的に手当済み
（証人尋問は、設備について追加の手当てが必要？）

18

参考条文

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第七十条

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、**裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をする**ことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。**ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。**

4 前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(書面による準備手続の方法等)

第七十六条

3 裁判長等は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、**裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をする**ことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする**ことができる方法**によって、証人の尋問をすることができる。

一 証人が遠隔の地に居住するとき。

二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき。

(証人等の尋問)

第三百七十二条

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、**裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をする**ことができる方法によって、証人を尋問することができる。

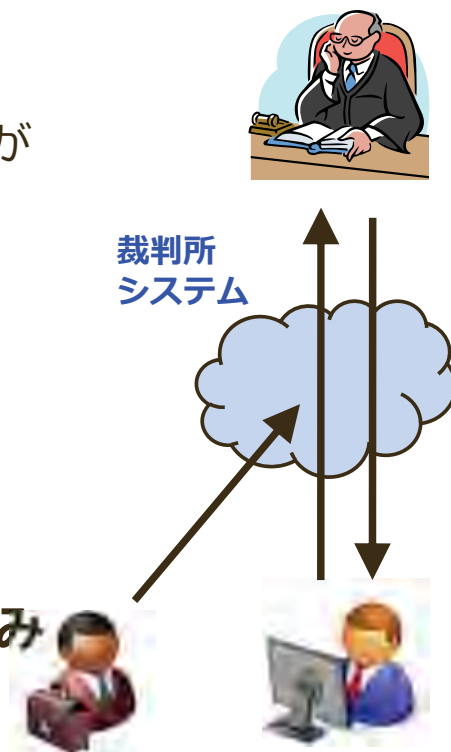
フェーズ3

最終段階である《フェーズ3》として、関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図るステージが考えられる。これにより、e提出とe事件管理を含め、目指すべきIT化が制度・運用の両面で実現することになる。

この《フェーズ3》では、電子情報が訴訟記録となり、オンラインでの申立てに一本化されるなど、民事訴訟のプラクティスに大きな変更をもたらすことが見込まれる。したがって、この段階に至るには、システム構築のみならず、IT操作・利用に不都合がある本人訴訟の十分なサポート策や広報・周知、IT化された訴訟への実務的検討・検証など、幅広い国民の理解の下、新しい手続を利用者が不便なく円滑に利用できるようにする環境整備が必須である。

フェーズ3

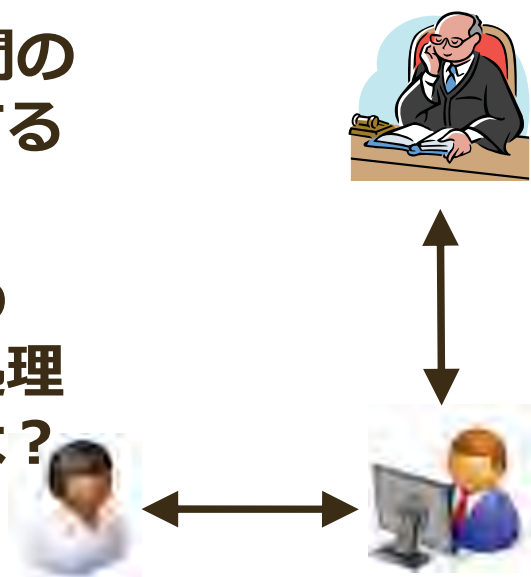
- 裁判所システムの運用開始
(システム構築の段階でトラブルが生じるリスクがある)
- 裁判記録の全面デジタル化
- オンライン申立ての実現
(その他の書面のやり取りもオンラインで)
- 時期は未定だが、今年度中にスケジュールが示される見込み



21

地方への影響は……？

- 現在、電話会議システムをより活用しているのは、地方・支部
- IT化は裁判所・代理人間のやり取りをデジタル化するに過ぎない
- 沖縄の弁護士が、東京の裁判所の訴訟を円滑に処理できる仕組みと捉えては？

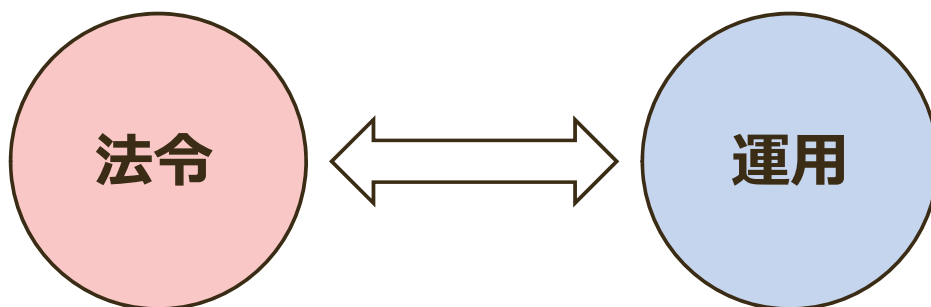


22

2. システム構築とデータ形式

23

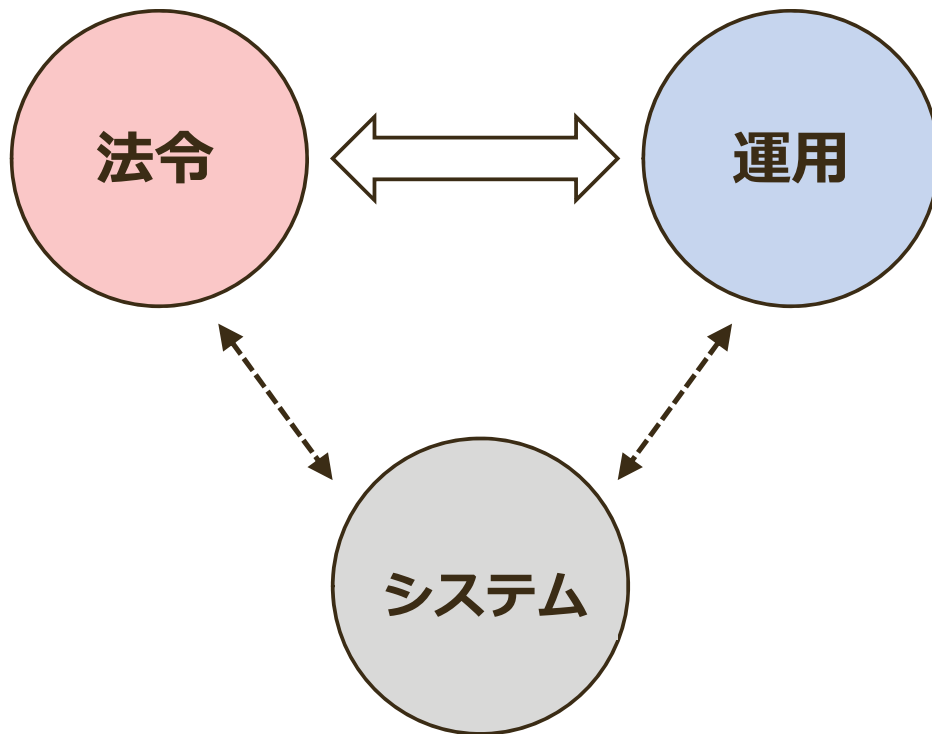
これまでの民事訴訟法の改善運動



Ex. 弁論兼和解と新民事訴訟法（弁論準備手続）

24

裁判のIT化によりシステムの観点が必要に



25

裁判手続等の IT 化検討会 委員名簿

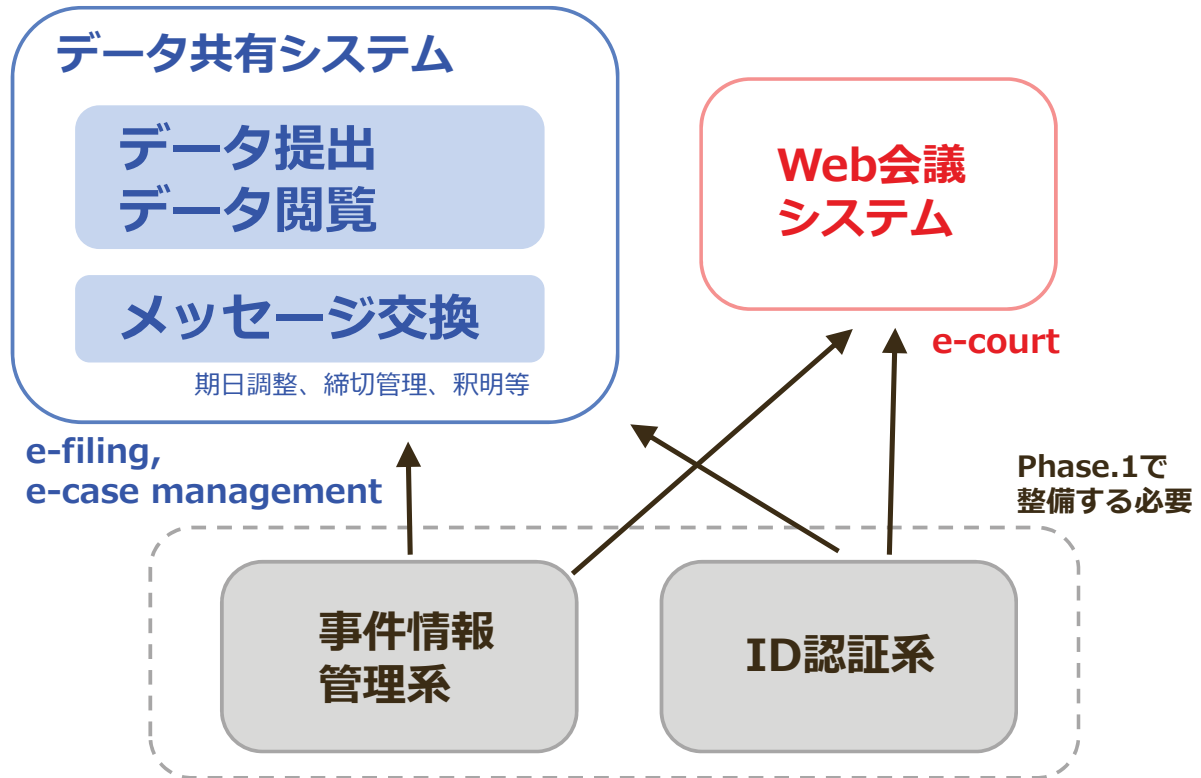
<有識者>

・ 安達 祐介
株式会社三井住友銀行 総務部法務室上席室長代理
・ 笠井 正俊
京都大学大学院法学研究科教授
・ 日下部 真治
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
・ 杉本 純子
日本大学法学部法律学科准教授
・ 平岡 敦
たつき総合法律事務所パートナー
・ 福田 剛久
田辺総合法律事務所パートナー
・ 増田 悦子
公益社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
・ 宮内 宏
宮内・水町 IT 法律事務所パートナー
・ 山本 和彦 (座長)
一橋大学大学院法学研究科教授
・ 湯浅 壱道
情報セキュリティ大学院大学教授
<政府>
内閣官房日本経済再生総合事務局
内閣官房副長官補室
法務省大臣官房司法法制部
法務省民事局
<オブザーバー>
最高裁判所事務総局民事局

- **技術者、システム構築の専門化は不在**
(おそらく意図的)
- 取りまとめにはシステムの視点は希薄
- 構築されるべきシステムのイメージは、現時点では共有されていない

26

システム全体像のイメージ（私見）



27

取りまとめ

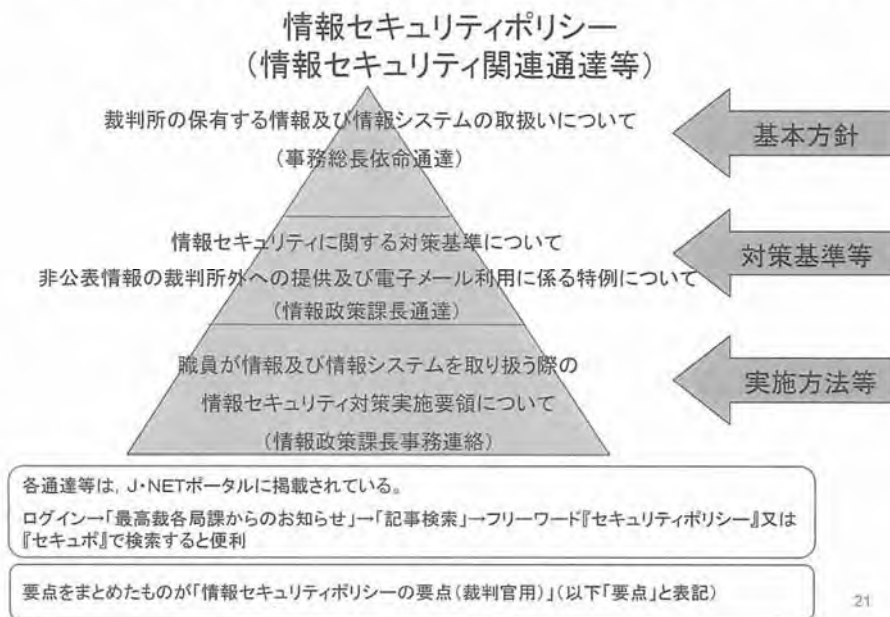
裁判におけるオンライン申立てや電子情報の提出等を可能とするシステムの設計・運用に当たっては、防衛分野や金融サービス分野等で用いられるシステム……と同水準のセキュリティ水準を確保するようなことは求められない。その観点からは、システム利用の認証についても、電子署名を基盤としたデジタルIDを必須の前提とせず、様々な認証手段（例えば、ID・パスワード等）を許容することも考えられよう。

さらに、IT化のために必要となるシステム構築に当たっては……IT技術の将来的進展に対応できる柔軟性・拡張性を確保していく必要があるとし、民間のサービス・技術との連携も視野に入れて、必要な情報セキュリティの確保を前提に、API連携（複数システム間の連携や外部サービスの機能活用・共有等）、クラウド化、データ形式のオープン化等の様々な可能性を検討していくことも考えられる。

28

現在の裁判所のセキュリティ基準

(2) 裁判所の情報セキュリティに関するルール

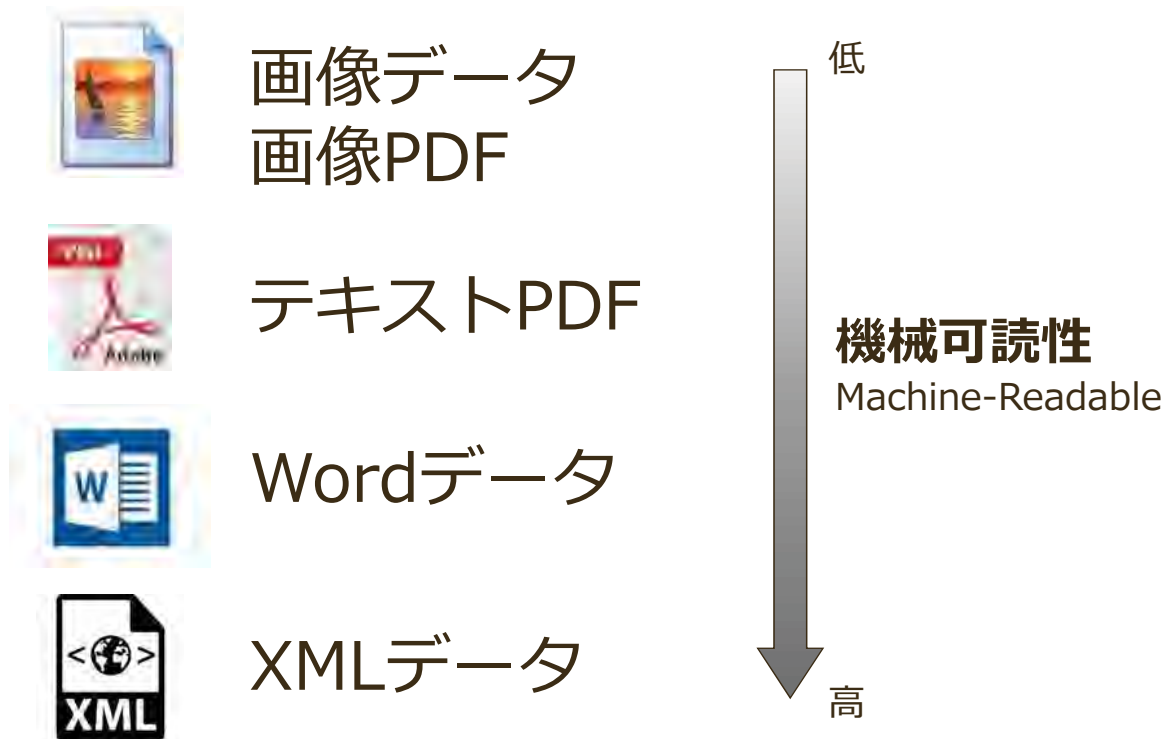


<http://yamanaka-bengoshi.jp/saibankan/wp-content/uploads/2017/10/290216-%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%E3%81%AE%E6%83%85%E5%A0%B1%E5%8C%96%E3%81%A8%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3.pdf>

データ形式に関する展望



構造化データ = 機械可読性の程度



31

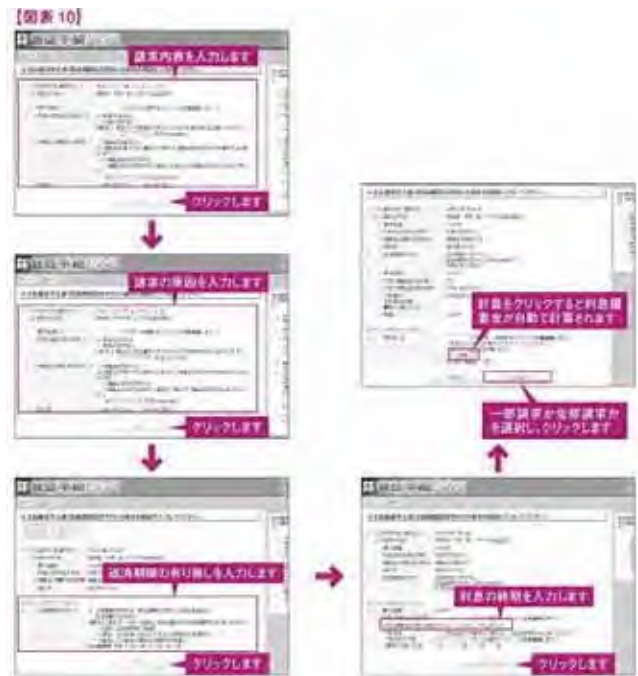
XMLデータの例（民法）

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
- <Law Year="29" Num="89" LawType="Act" Lang="ja" Era="Meiji" DataInfo="180525e04k04m01">
  <LawNum>明治二十九年法律第八十九号</LawNum>
  - <LawBody>
    <LawTitle>民法</LawTitle>
    <EnactStatement>民法第一編第二編第三編別冊ノ通定ム</EnactStatement>
    <EnactStatement>此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</EnactStatement>
    <EnactStatement>明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取得編債権担保編証拠編ハ此法律発布ノ日ヨリ廃止ス</EnactStatement>
    <EnactStatement>(別冊)</EnactStatement>
  + <TOC>
  - <MainProvision>
    - <Part Num="1" Delete="false" Hide="false">
      <PartTitle>第一編 総則</PartTitle>
      - <Chapter Num="1" Delete="false" Hide="false">
        <ChapterTitle>第一章 通則</ChapterTitle>
        - <Article Num="1" Delete="false" Hide="false">
          <ArticleCaption>(基本原則)</ArticleCaption>
          <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle>
          - <Paragraph Num="1" Hide="false">
            <ParagraphNum/>
            + <ParagraphSentence>
            </Paragraph>
          - <Paragraph Num="2" Hide="false">
            <ParagraphNum>2</ParagraphNum>
            - <ParagraphSentence>
              <Sentence WritingMode="vertical">権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。</Sentence>
            </ParagraphSentence>
          </Paragraph>
          - <Paragraph Num="3" Hide="false">
```

32

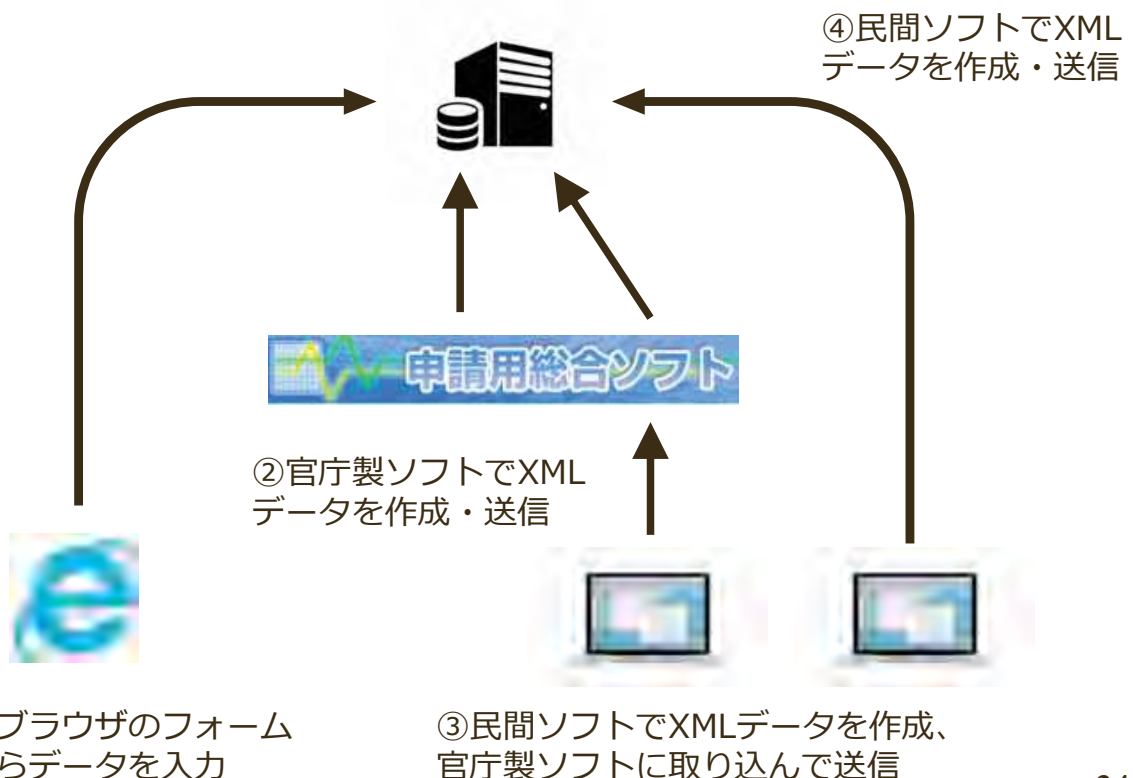
督促手続オンラインシステム

- 貸金など定型的な申立てのみが対象
- ウェブフォームから入力して定型的な申立てを作成
- 法人は事前に作成したCSVファイルをアップロードして申立てすることも可能（最大300件）
- 内部的にはXMLで処理



<http://www.businesslaw.jp/blj-online/kaisetsu/000082-more.html>

登記オンライン申請の4方式



要素	法務省提供		民間事業者提供	
名称	かんたん証明書請求 (Webブラウザ利用)	申請用総合ソフト (専用アプリケーション)	XML連携方式 (専用アプリケーション)	Webサービス連携方式※ (専用アプリケーション)
方式	・インターネット上に開設したウェブサイトから請求書の作成、送信を行う方式	・申請者端末にインストールした「申請用総合ソフト」において、申請書の作成から公文書の取得まですべての操作を行う方式	・民間事業者提供のソフトウェアで作成した申請データ(申請書XML及び添付ファイル等)を申請用総合ソフトに取り込んで申請する方式	・民間事業者提供のソフトウェアで、直接「登記・供託オンライン申請システム」とのデータ連携を行う方式
対象ユーザー	一般の利用者で、まれに登記事項証明書の請求のみを行うユーザー	司法書士及び土地家屋調査士等繰り返し登記申請を行うユーザー	司法書士及び土地家屋調査士等で、日常的に大量の登記申請を行うユーザー	
メリット	・環境設定が不要でWebブラウザだけで請求が可能	・法務省が提供する無料のソフトウェアで申請書の作成、電子署名の付与、送信、公文書の取得、データ管理が可能	・民間事業者の開発費用が小 ・現在提供されている民間事業者のソフトウェアとほぼ同等の機能を提供可能 ・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)機能との連携が可能	・民間事業者提供のソフトウェアで申請書の作成に加え、署名付与や送信、処理状況照会等すべての操作が可能 ・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)機能との連携が可能
デメリット	・電子署名を要する手続(不動産登記、商業・法人登記の申請等)は対象外	・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)に関する機能は提供せず	・民間事業者提供のソフトウェアと、申請用総合ソフトとの併用が必須(現在も民間事業者提供のソフトウェアでは申請書の送信、公文書取得等はできない。)	・民間事業者の開発費用が大(登記情報センター(千葉県船橋市)でのテストが必須)

※ Webサービス連携方式は、オンライン申請の増加を見込んで、新たに追加して提供するサービス。これまでの申請書作成機能にとどまらず、申請に要するすべての機能を盛り込むことで、従来提供してきたソフトよりも、更に多様な、使いやすいサービスを提供することが可能となる。

<http://www.moj.go.jp/content/000023224.pdf>

35

裁判書類は非定形データ

- ・ 行政手続のオンライン化で取り扱われるデータの多くは、定型的なデータ
(例：e-tax、労務、社会保険)
- ・ 行政手続や日常取引で、定型的に処理できなかった案件が裁判所に持ち込まれる
- ・ 裁判書類は非定形データが多い

定型的なもの

訴状のうち当事者欄、物件目録、請求の趣旨
証拠説明書

非定型的なもの

準備書面
証拠

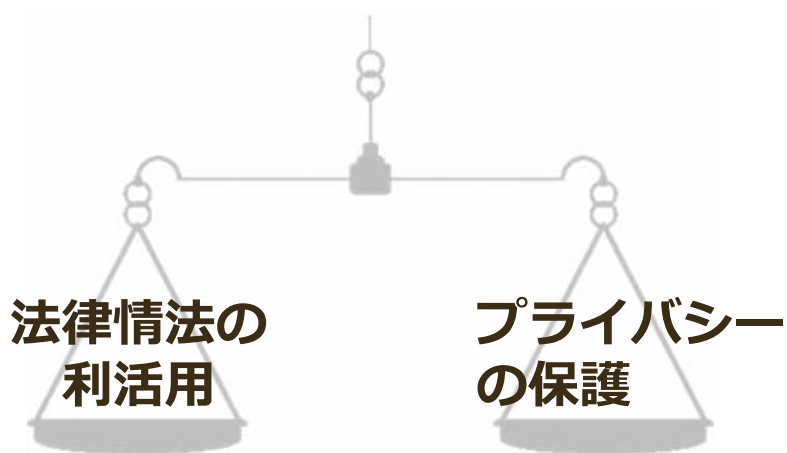
非定型的なデータをどのような方法で構造化するか
(あるいはその必要があるのか) が、大きな問題

36

3. 判例・記録の公開

37

公開に関する利益対立



記録／判決を公開することの
社会のメリットは何か？

多くの裁判官は、公開の意義
は少ないと考えている模様

匿名化は特効薬ではない
(個人情報保護の議論で共通認識に)

匿名化のコスト・自動化

プライバシーを重視する声は
弁護士において意外なほど強い

38

3つの公開

裁判の公開

- 「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」
- 弁論、弁論、証人尋問
- 主に当事者の手続保障の問題

判決の公開

- ルールは不透明
- プライバシーへの影響は比較的小さい（記録と比べると）

記録の公開

- 利害関係人の謄写
- 一般人の閲覧

39

記録の公開の不便さとプライバシー保護

民事裁判の記録は一般に公開されており、誰でも閲覧できるが……

事実上の障碍 ⇔ プライバシー保護の機能

- 裁判所に行かないと閲覧できない
- 遠隔地の裁判所に行く不便
- 事件を特定できるか

40

記録の公開の落ち着きどころ（私的予想）

記録閲覧について、全面Web公開に踏み切れないとしたら、落ち着きどころは予想できる

- 裁判所の端末で全国の裁判記録を閲覧可能に（地理的制約の除去）
- 裁判記録の保存年限（現行5年）の延長
- 全ての記録を部外者が自在に閲覧することは難しそう（裁判所の利活用は進む）

41

著作権法13条 判例の公共財的性格

（権利の目的とならない著作物）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法<平成十一年法律第百三号>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 **裁判所の判決、決定、命令**及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

42

判例（裁判例）の公開媒体と件数

公開媒体

- 裁判所ウェブ
- 裁判所公式判例集
- 民間判例雑誌
- 判例データベース

裁判所ウェブサイト



60,974件



288,288件



284,404件



279,698件



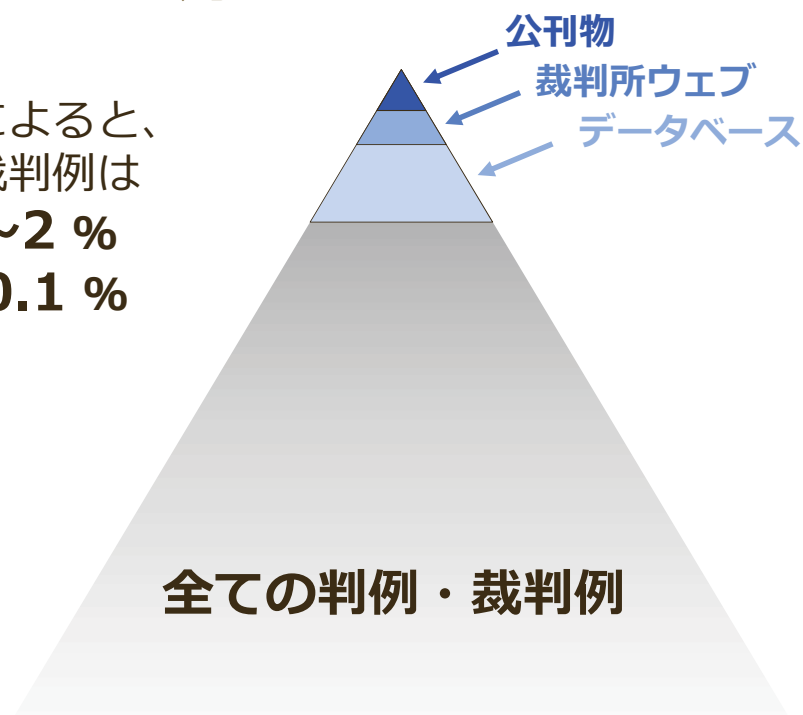
不明

件数出典：D1-Law <https://www.d1-law.com/>
Westlaw <https://www.westlawjapan.com/products/westlaw-japan/contents/>
LEX/DB <https://lex.lawlibrary.jp/db.html>

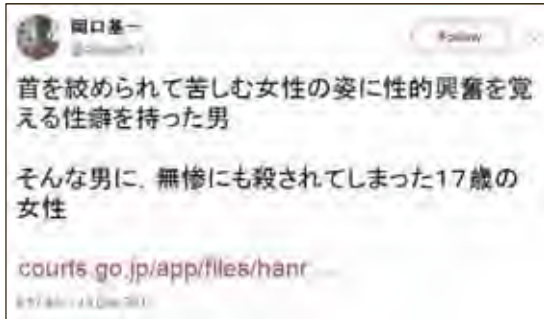
43

公開判例は氷山の一角

町村教授の概算によると、
公開されている裁判例は
最高裁判例で **1~2%**
下級審裁判例で **0.1%**



岡口裁判官Twitter舌禍事件



短文投稿サイト「Twitter」で現役裁判官が強盗殺人事件に言及
(裁判所ウェブサイトの公開裁判例情報をリンク)



遺族が裁判所に抗議



裁判所は基準に反して公開していたとして、裁判所ウェブサイトから裁判例を削除



「選別基準」が存在することが分かり、ネット上で公開

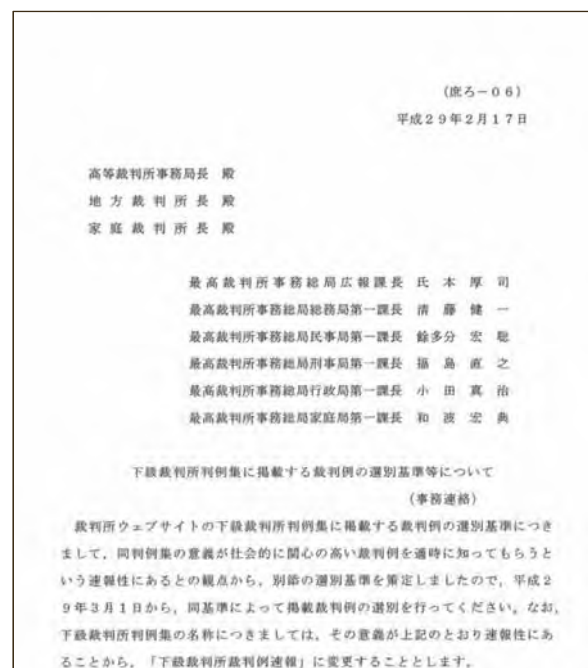
裁判所ウェブサイト（下級審）の選別基準

ウェブ公開の趣旨

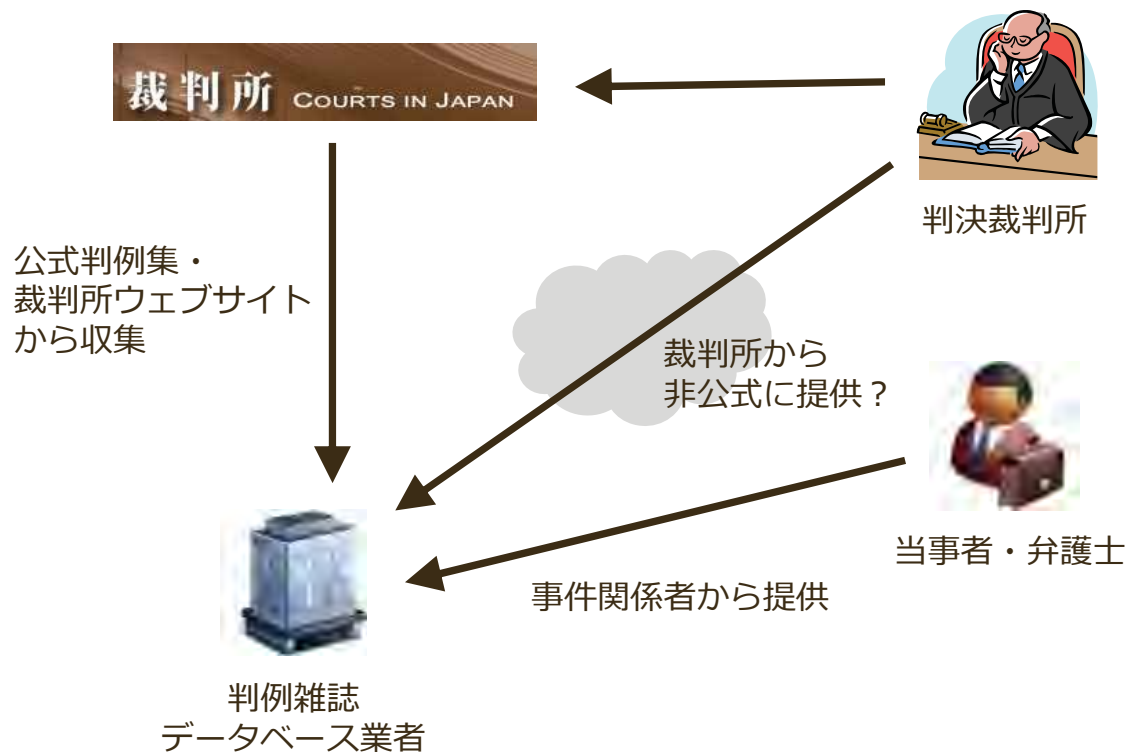
- ・「社会的に関心の高い裁判例を適時に知ってもらうという速報性」
- ・裁判例の先例的価値ではない

具体的基準

- ・日刊新聞紙（4紙）に掲載された事件を原則掲載
- ・性犯罪、DV事件等は非掲載
- ・刑事手続の決定は非掲載



業者の情報収集ルート



47

判例の公開についてのまとめ

- 現在は不透明な部分が多いと言わざるを得ない
 - ⇒ 公開のあり方・ルールについて、オープンな議論が必要
- 匿名化は特效薬ではないが必要
しかし、匿名化は裁判官に少なからぬ負担
 - ⇒ 自動化技術や匿名化の手続について、議論／提案も必要
- 裁判例の公開を飛躍的に進めるコンセンサスは、現時点では形成されていない
 - ⇒ 公開を可能にする基盤は構築しておく

48


裁判例の識別子 (ID)

裁判所・判決年月日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成28年3月25日判決 

事件番号

平21 (ワ) 1177号・平25 (ワ) 98号・平25
(ワ) 771号 

掲載雑誌

判時2331号74頁・金商1526号18頁

判例データベース

LEX/DB25542759

2016WLJPCA03256002 

L07150178

ない場合が多い

AIと記録・判例の公開

- AI化の推進のためには大量のデータ公開が必要／有用
- どういうデータがあれば、どういうことができそうなのか（判決だけではなく、証拠も必要）
- 学習データとして必要なものであって、データを手元に置くことは必ずしも必要ない？
制限的な公開手法の検討
- データの構造化はどの程度必要か

4. 民事訴訟IT化とデジタル証拠

① デジタル証拠と電子書証

② 現行法における原本

③ 電子書証の手續と証明力

51

デジタル証拠の定義

デジタル証拠

= デジタルデータによって
組成された証拠※

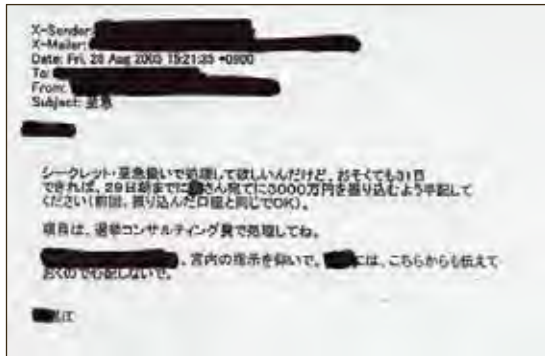
0110010101110110011010
0101100100011001010110
1110011000110110010101
0001010111011001101001
0110010001100101011011
100110001101100101……

デジタルデータ

= 有限桁の0と1の羅列

デジタル証拠の例

メールをプリントアウト



メモリカード



携帯の画面を接写



デジタルデータとは？

テキスト

evi dence

コンピュータ内部では

01100101011101100110100101100100
01100101011011100110001101100101

2進数で64桁
64ビット
=8バイト

16進数表記 : 65 76 69 64 65 6E 63 65

10進数表記 : 731京1146兆9250億0195万8245
(7,311,146,925,001,958,245)

証拠法の課題

- ① 手続（提出方法、取調べ）
- ② 証拠能力
- ③ 証明力

民事訴訟では、証拠能力は原則認められるので、手続と証明力評価が問題

※例外的に、違法収集証拠として証拠能力が否定されることもある
（例：東京地判平成21年12月16日）

裁判で使われる証拠のおおまかな分類



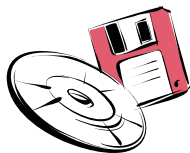
モノ



書面



ヒト



01000110011011
11011100100110
01010110111001
11001101101001
01100011.....

データ

デジタルデータの
存在感が増し
ている

デジタルデータ自体を「証拠」と構成できるか？

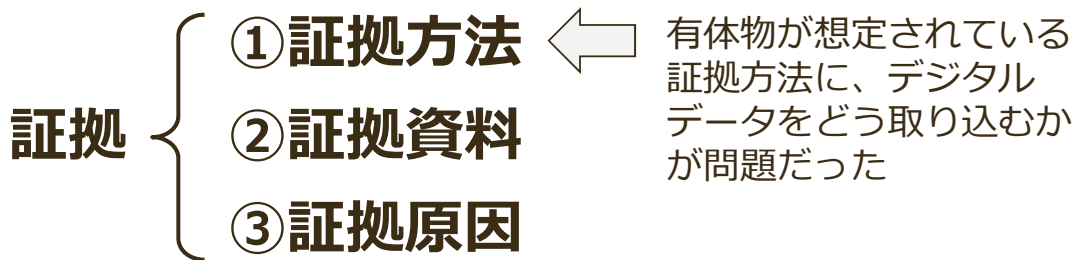
証拠は、一般的にはこのように**裁判官が判決の基礎を確定するための資料を獲得する訴訟上の手段方法**であるが、個々の際には種々の意味に用いられる。

即ち

①有形的には、裁判所に置いて認定資料を獲得するために取調べの対象となる**有形物**を指し、

②無形的にはその取調べによって裁判所の感得した資料をいい、
更に③結果的には、裁判官が認定するに至った**原因**を意味する。

兼子一『新修民事訴訟法体系』（酒井書店、1956）239頁

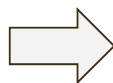


57

訴訟法に規定された証拠方法の借用



01000110011011
11011100100110
01010110111001
11001101101001
01100011……



人証



物証

(検証物)



書証

デジタルデータを想定した証拠方法は訴訟法に規定されていないので、

既存の証拠方法を借用

58

「新種証拠」磁気ディスク等の法的性質

	書証説	検証説	新書証説	新検証説
証拠調べの対象	記録媒体	記録媒体	プリントアウト (生成文書)	記録媒体/ プリントアウト (独立文書)
証拠調べ 手続	書証	検証	書証	検証/書証
着眼点	思想内容を記録・表示するという媒体の機能を重視	見読性がないという磁気ディスク等の性質を重視	見読性がない以上書証とはいえないとの書証説への批判に対応	磁気ディスク等とプリントアウトを双方別のものとして原本性を認める
説明	磁気ディスク等それ自体が思想的意味を保存・伝達する文書であり、磁気ディスク上のデータをプリントアウトすることにより見読可能な状態になることから、その内容を証拠資料とする証拠調べは書証の手続による	磁気ディスク等は記録内容をそのままでは見読することができないから文書とはいえず、形式的証拠力を裁判官によって判断できない以上、媒体の形状等を検証によって認識するほかない	磁気ディスク等の機能・存在形態・利用目的を考慮し、情報媒体を可能文書、プリントアウトした文書を生成文書と呼び、生成文書が原本であり、これを書証の手続により証拠調べをすべき	情報媒体自体及び媒体上のデータの証拠調べは検証により、プリントアウトした文書はそれ自体独立した原本（独立文書）として書証の手続による

59

デジタル証拠の提出方法（現行法）

① 記録媒体（準文書、検証）

② プリントアウト（文書）

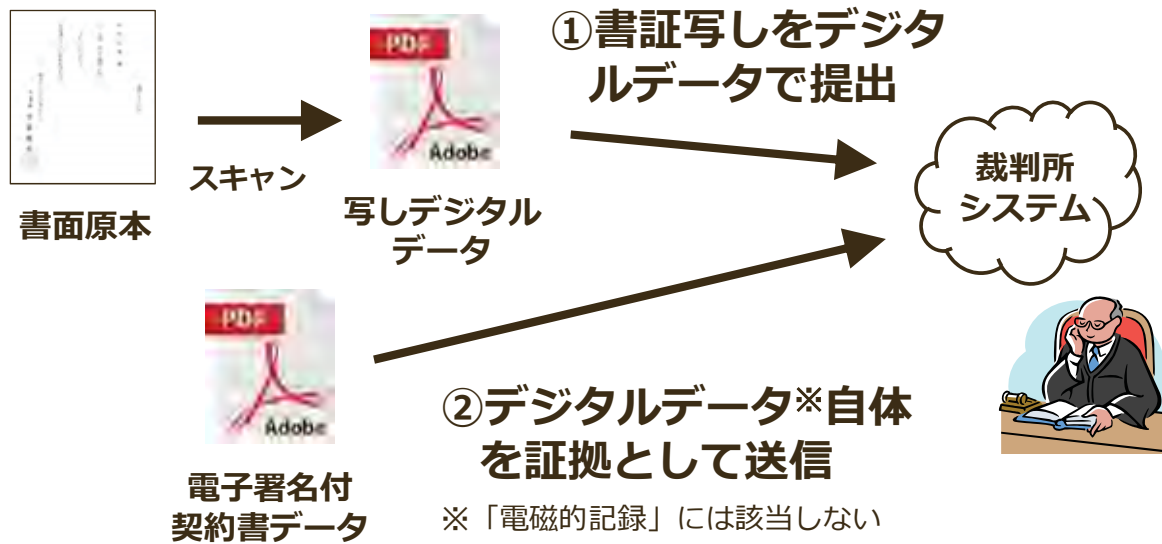
単純なプリントアウト

プリントアウトが添付された報告書等

③ 鑑定書（鑑定、私鑑定）

60

証拠関係のデジタルデータ（IT化後予想）



最も事実に近い<原本>が、書面・デジタルデータのいずれなのかを明確にする必要がある

デジタルデータと従来の法令上の概念

電磁的記録（刑法7条の2など）

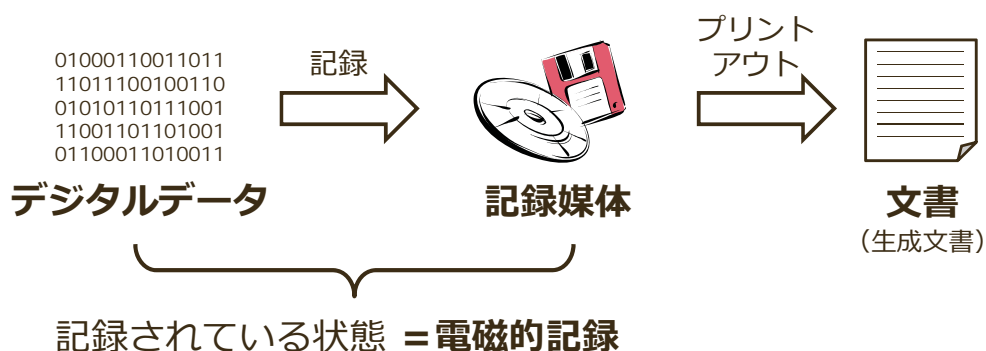
「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」

記録媒体（刑訴99条など）

法令上の定義なし

電磁的記録媒体（サイバーセキュリティ基本法2条など）

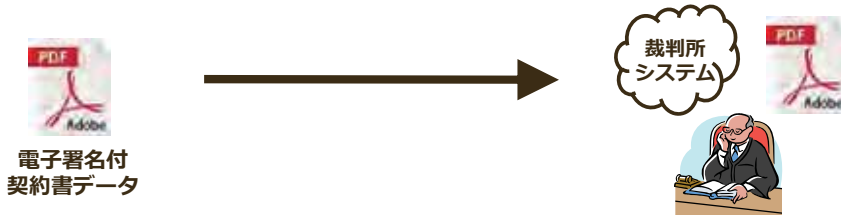
「電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体」



電子書証・電子文書の概念（仮置き）

デジタルデータを裁判所に送信する態様

新しい証拠方法として位置づけ、「電磁的記録」（記録媒体との結合を前提）、「準文書」（書証の借用概念）とは別の概念として把握する必要がある



	従来型書証・文書	新しい証拠方法
証拠方法	書証	電子書証
証拠	文書 例：紙の契約書	電子文書 例：メール、電子署名付契約書データ
	準文書※ 例：フィルム写真、紙の設計図	準電子文書 例：デジタル写真、設計図データ

※思想を要素としない「準文書」（非思想型準文書）

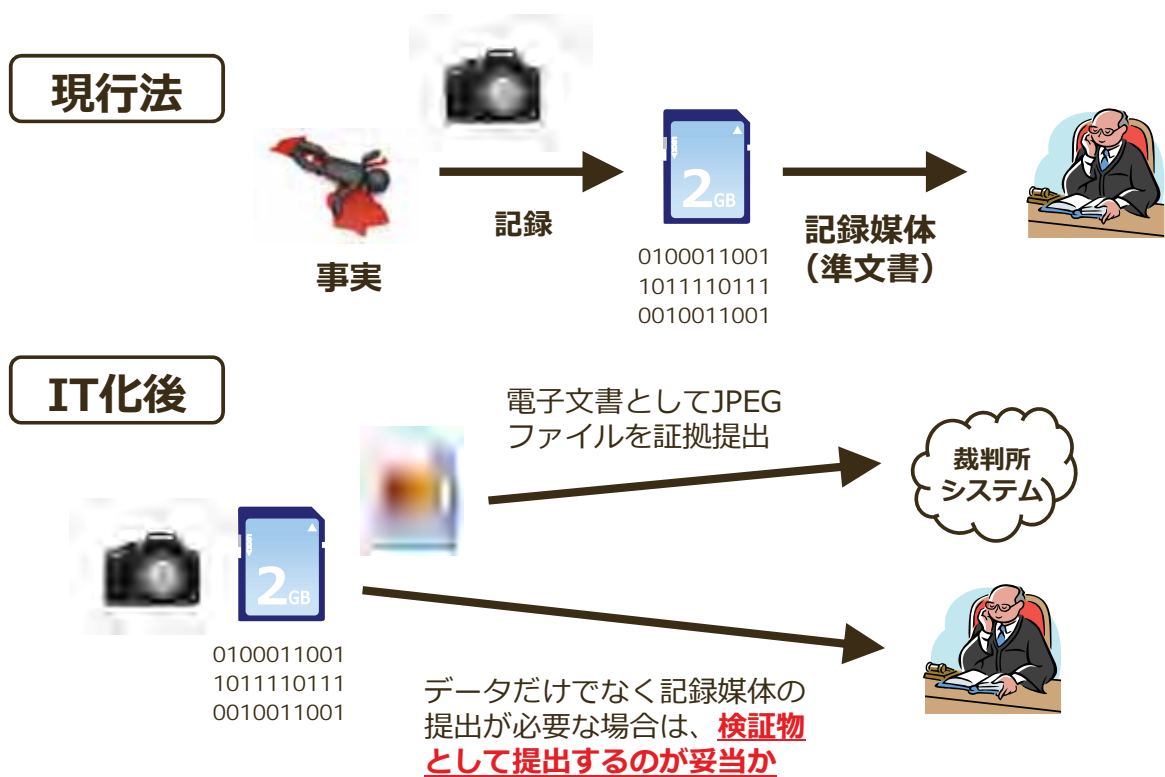
現行法の「文書」の定義と準文書の分類

文書の要件

- ①文字又はこれに代わる符号（可読性）
- ②思想を表現（思想性）
- ③有体物

		可読性	
		あり	なし
思想性	あり	文書 例：契約書	非可読型準文書 例：メール、契約書データ
	なし	非思想型準文書 例：フィルム写真、設計図	非思想・非可読型準文書 例：デジタル写真、設計データ

記録媒体を提出する場合



4. 民事訴訟IT化とデジタル証拠

- ① デジタル証拠と電子書証
- ② 現行法における原本
- ③ 電子書証の手続と証明力

出発点：文書の原本を要求する条文

旧民事訴訟法

第三百二十二条 文書ノ提出又ハ送付ハ原本、正本又ハ認証アル
謄本ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラス原本ノ提出ヲ命シ又ハ送付ヲ為サシ
ムルコトヲ得

裁判所ハ当事者ヲシテ其ノ引用シタル文書ノ謄本又ハ抄本ヲ提出
セシムルコトヲ得

現行民事訴訟規則

(文書の提出等の方法)

第一百四十三条 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証の
ある謄本でなければならない。

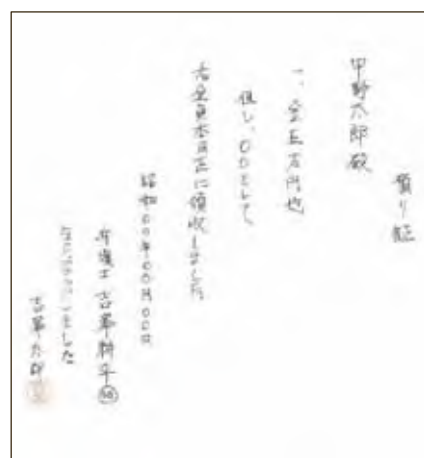
2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、
又は送付をさせることができる。

67

旧民訴法成立時の「謄本」



原本

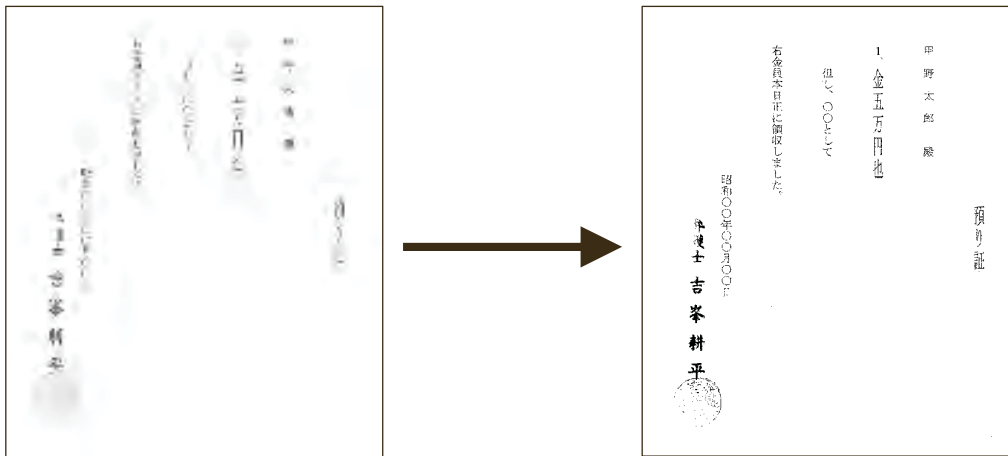


手書きの写し

旧民訴法立法時は
「謄本」は手書きで
作成する写しを想定

68

写真コピーの登場



原本

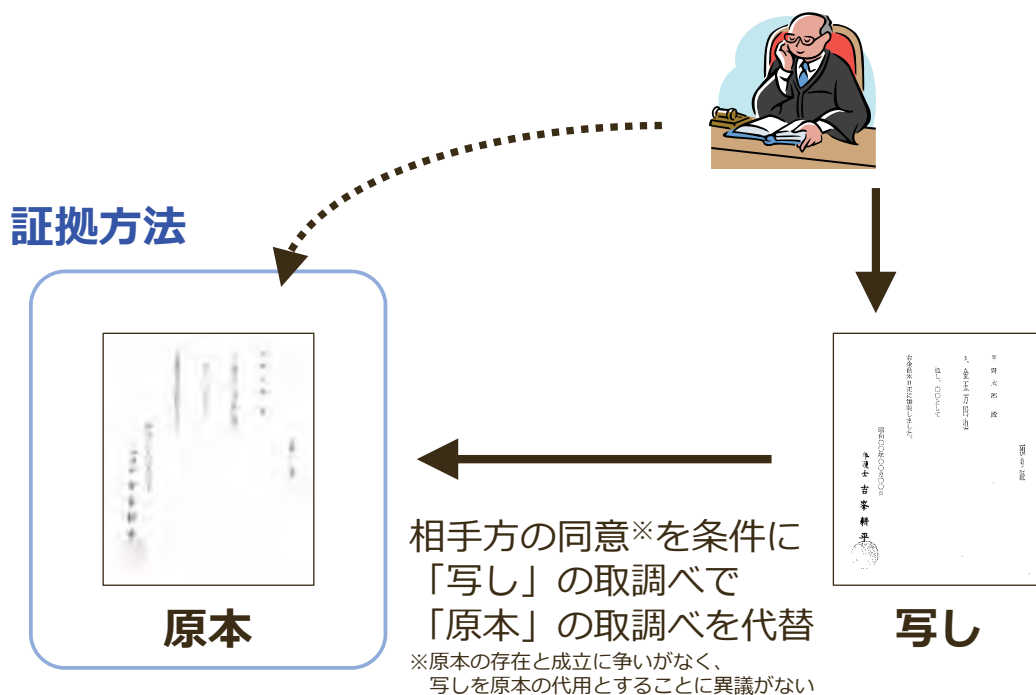
ほぼ正確な写しが
作成可能に

写真コピー

⇒ 再現性が向上する半面、改竄のリスク
コピーで保存されない原本の物理的特質の重視

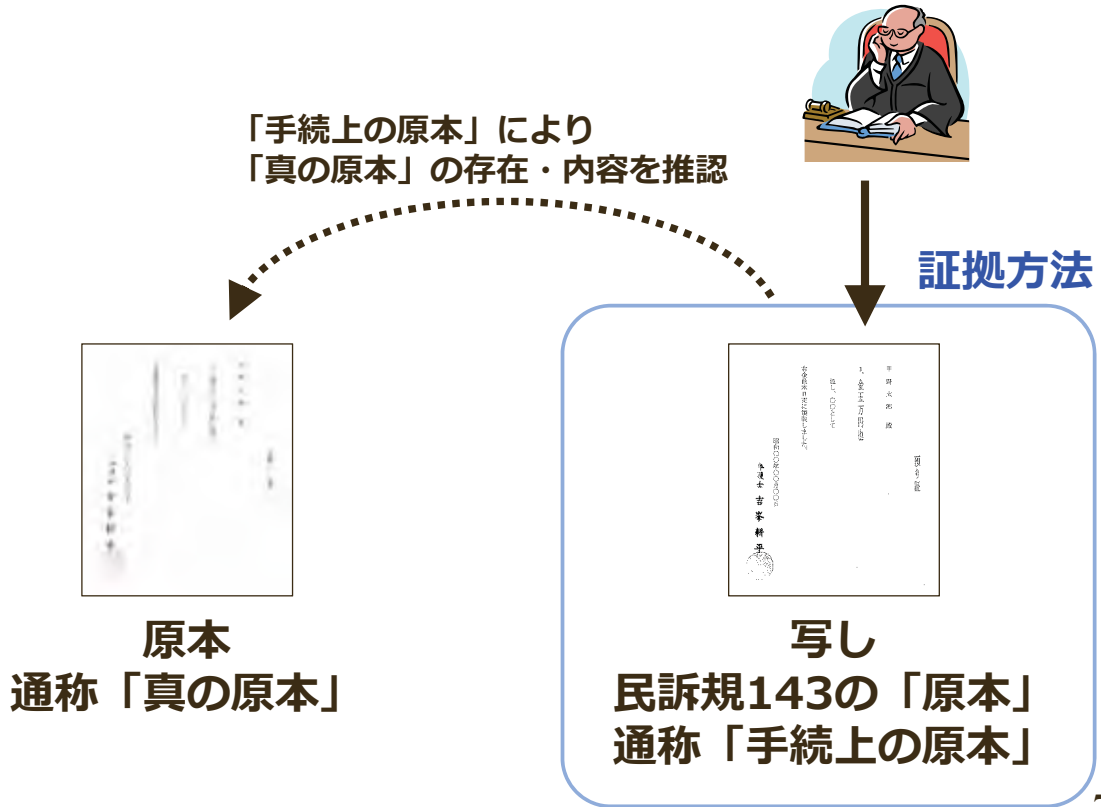
69

例外①：「原本の代わりに写しを提出」



70

例外②：「写しを原本として提出」



71

両者の区別（証拠説明書の書き方）

実務上「原本に代えて写しを提出」が用いられることは少ない※1

「原本に代えて写しを提出」は「**（写し）**」

「写しを原本として提出」は「**写し**」と記載して区別する※2

「写しを原本として提出」の例

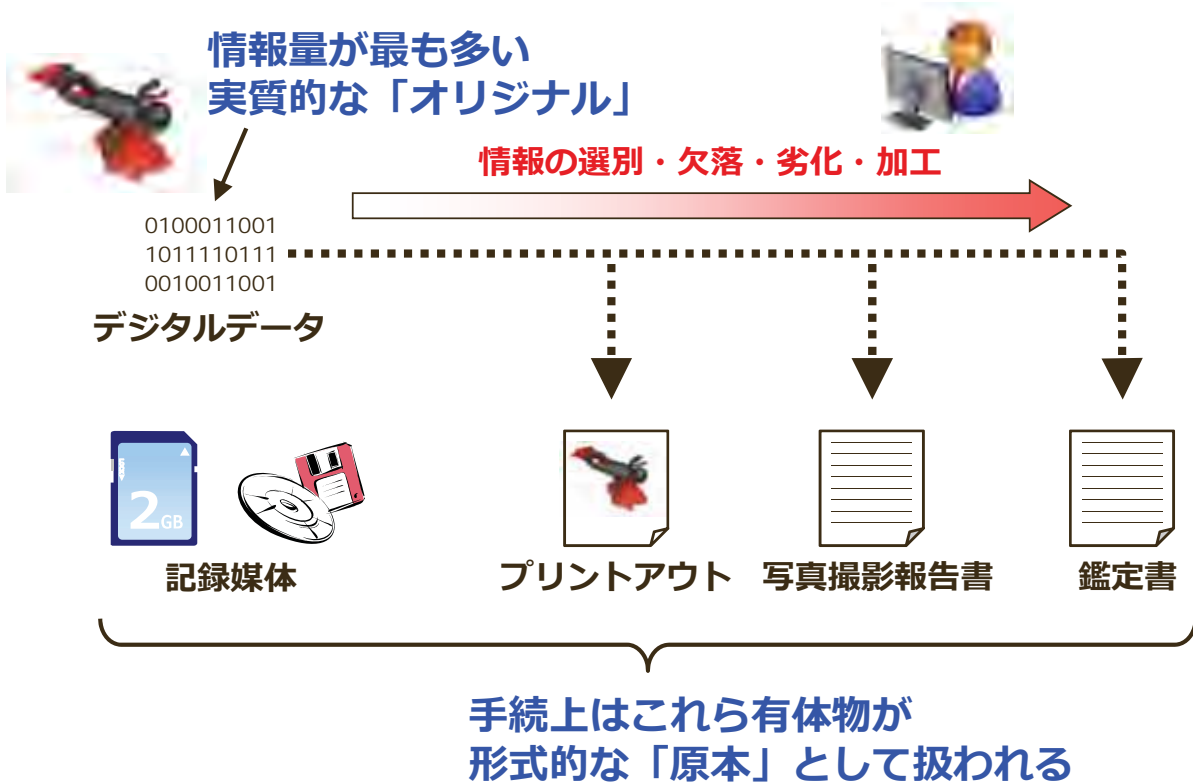
号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲1	預り証	写し	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	弁護士吉峯耕平	吉峯弁護士が甲野から5万円を預ったこと

※1 伊藤滋夫「書証に関する二、三の問題（下）」判タ755号51頁（54頁）

※2 裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅰ（四訂版）』147頁～（ただし、書証目録について）、岡山弁護士会民事委員会編著『Q&A証拠説明書・陳述書の実務』48頁

72

デジタル証拠の「原本」と「写し」



73

プリントアウトは「原本」か「写し」か

実務は「写しを原本として提出」と理解

(=プリントアウトは原本)

0100011001
1011110111
0010011001
0100011001
1011110111
0010011001

真の原本



規則143条の「原本」
(手続上の原本)

「原本に代えて写し提出」と理解する説*もあり

(=プリントアウトは写し)

0100011001
1011110111
0010011001
0100011001
1011110111
0010011001

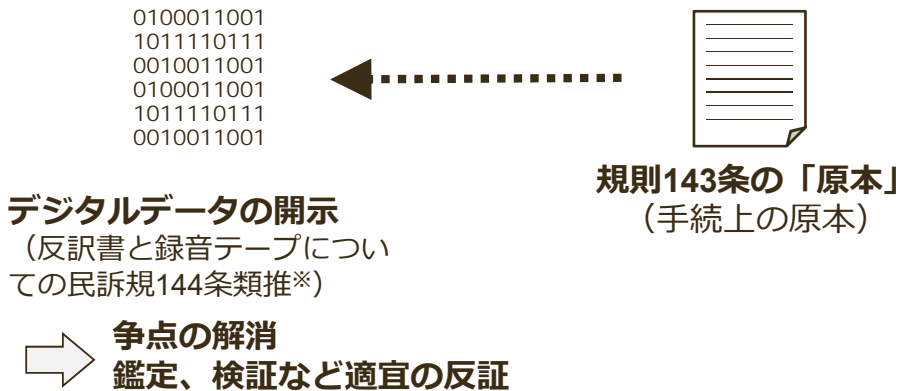
原本



写し

デジタルデータに遡る手続保障

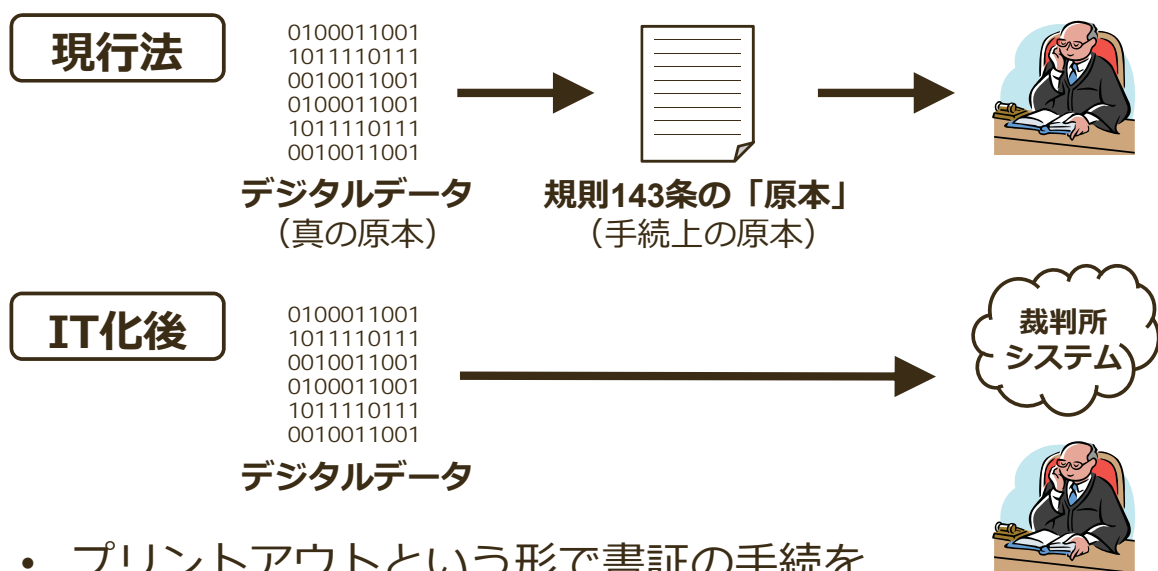
プリントアウトを原本と理解すると、実質的な原本（オリジナル）たるデジタルデータについての手続保障を考慮する必要がある



※ 高橋ほかQ&A169頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第2版補訂版〕』220頁

75

現行「写しを原本として提出」とIT化



- プリントアウトという形で書証の手続を「借用」する必要はなくなる
- デジタルデータが原本であれば、電子文書による提出が原則的態様に

76

「写しを原本として提出」型の電子文書



- 契約書等の書面原本が滅失したが、その写しデータ（PDF等）のみが残っている場合
- この場合、PDFデータは原本（これにより滅失した書面の存在・内容を推認）

⇒ 書証の写しデータの提出ではなく
電子文書の提出

77

IT化と書証の写し



原本提出主義（民訴規143①）は例外化し、別の手段で手続保障を確保する方向に進むのでは？

- 片方出頭要件（民訴170③但書）の撤廃により、当事者が出頭しない弁論準備手続（＝原本が裁判所にない）で文書の取調べが実施される（民訴170②）
- 文書と同じ原本概念が維持できない電子文書との均衡

78

4. 民事訴訟IT化とデジタル証拠

- ① デジタル証拠と電子書証
- ② 現行法における原本
- ③ **電子書証の手続と証明力**

79

現行法のデジタル証拠の審理① 全体像

プリントアウトを文書として提出

(記録媒体を提出することが適当な事例もある)



証明力に
争いなし

問題は生じない



証明力に
争いあり

デジタル証拠の性質に応じ
た立証が必要となる

80

現行法のデジタル証拠の審理② 争いがある場合

デジタル証拠は改変・改竄が容易だが
(**改変可能性**)、それだけでは証明力は
否定されず、客観的証拠として重視される

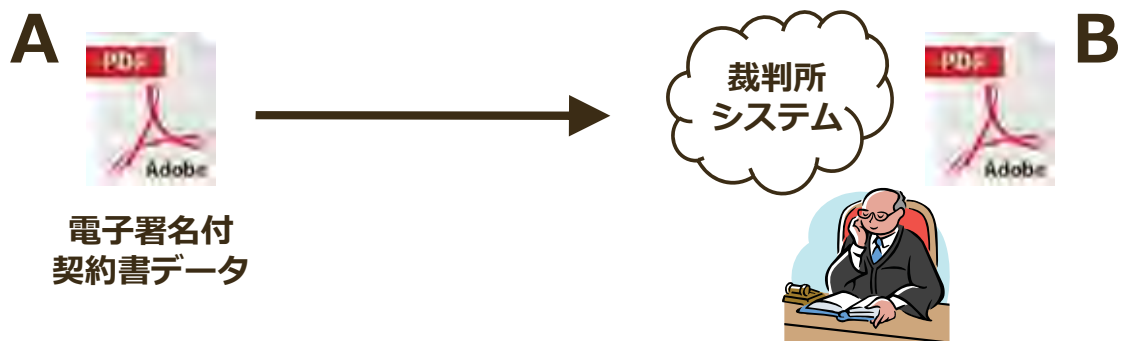


以下のような手法により弾劾する必要

- ① **データ自体の開示・精査**
例えば日付情報等のメタデータ
- ② **他の事実との整合性**
- ③ **デジタル・フォレンジックス**

81

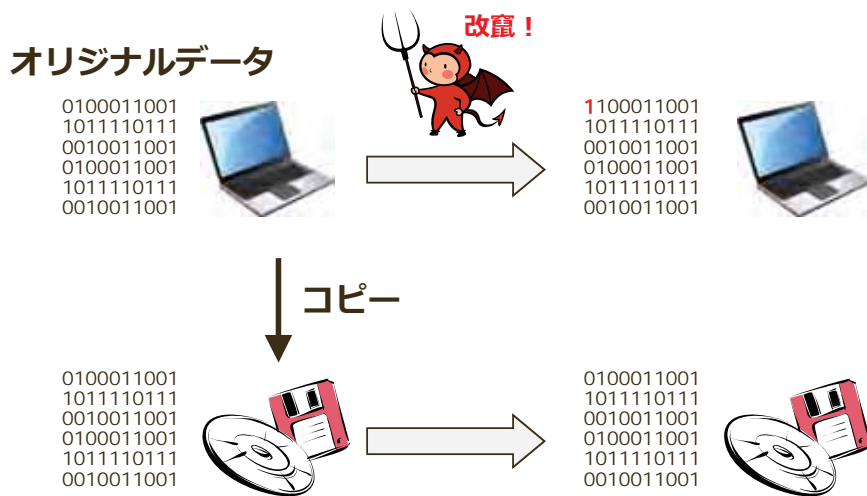
電子書証の手續 (IT化後)



- A「当事者が保有する契約書データ」と
B「裁判所システムに記録された契約書データ」
のいずれが〈原本〉なのか？
- 書証と同様の原本提出主義を採用すべきか？
- 電子署名の位置付け

82

デジタルデータの＜原本＞



デジタルデータのコピーは全く同じ情報を保持する（完全一致性）
記録媒体の物理的同一性（＝原本性）は、改変・改竄の有無と関係ない

証明力評価 —— 自由心証主義

民事訴訟法247条

裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

- 証明力評価は、○か×かという判断ではなく、程度問題
- これを満たせばOKという絶対のルールはない

形式的証明力・実質的証明力と完全性

証明力 { 形式的証明力 (成立の真正)
実質的証明力

ところで、電子記録はその性質上改ざんしやすいものであるから、これを証拠資料として採用するためには、その記録が作成者本人によって作成され、かつ、作成後に改ざんされていないことを確認する必要がある。
(大阪高判平成21年5月15日判タ1313号271頁)

デジタル証拠については真正性だけでなく改竄（無形偽造）の有無、すなわち**完全性**も問題

85

証明力評価のポイント

① 真正性

有形偽造がないこと
(= 形式的証明力)

② 完全性

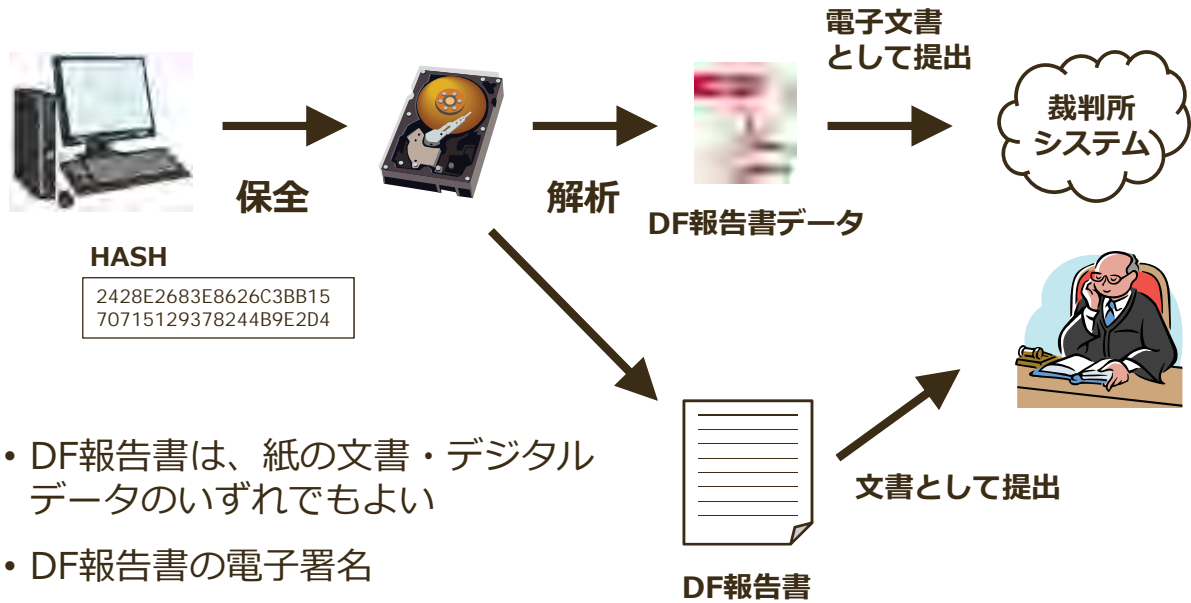
無形偽造がないこと

③ デジタルデータの解釈

コンピュータ上におけるデータの意味
コンピュータ外の事実の推認

86

IT化後のデジタル・フォレンジック報告書



- DF報告書は、紙の文書・デジタルデータのいずれでもよい
- DF報告書の電子署名
- HASHで保全データの非改竄を担保 (DF報告書の実質的証明力)



弁護士
吉峯 耕平

平成17年第一東京弁護士会登録（修習58期）東京大学経済学部出身。会社法、金商法を中心とする企業法務全般、訴訟等の紛争解決業務。独禁法、下請法。刑事事件。医事法。証券訴訟における損害算定、デリバティブの時価算定が争点となる事案等、経済学的知見や統計分析の訴訟への応用を得意とする。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法部会部会長。

著書等

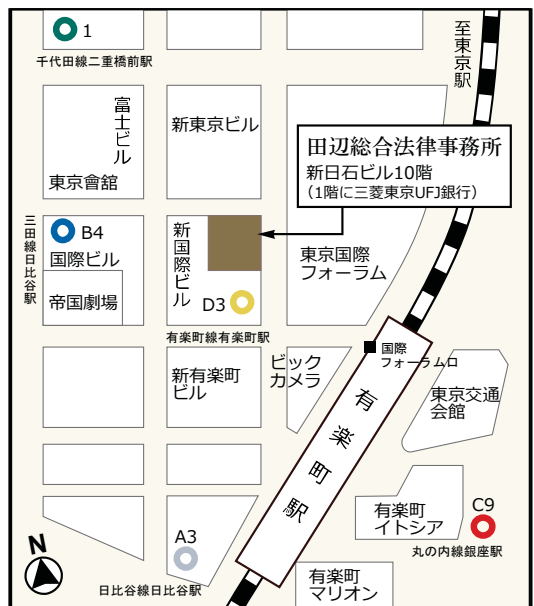
- 「従業員が逮捕された場合には企業はどう対応すべきか」（Lexis企業法務2007.7）
- 「下請法コンプライアンス体制とその盲点」（BLJ2011.8）
- 「企業法務紛争における経済分析」（BLJ 2013.10）
- 『病院・診療所経営の法律相談』（青林書院）
- 「『消費税特別措置法』について企業が知っておくべきこと（前編・後編）」（企業実務2013.9.10）
- 「デジタル・フォレンジックの原理・実際と証拠評価のあり方」（季刊刑事弁護第77号）
- 「企業法務のFirst Aid Kit 問題発生時の初動対応」（レクシスネクシスジャパン）
- 『全国版 法律事務所ガイド2014 Vol.2』（商事法務）
- 「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた回帰分析の具体的な方法論－レックス事件を題材に－」（商事法務2071号）
- 『デジタル証拠の法律実務Q&A』（日本加除出版）
- 「デジタル証拠で訴訟に負けないために」（BLJ2016.2）
- 「応招義務と「正当な事由」の判断基準の典型的検討」（日本医師会雑誌 第145巻第8号・共著）
- 「実践！ヘルステック法務 医療・ヘルスケアアプリの類型と法規制」（BLJ2018.1）

連絡先

yoshimine@tanabe-partners.com
http://tanabe-partners.com/

田辺総合法律事務所
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階
TEL:03-3214-3811 FAX:03-3214-3810

田辺総合法律事務所 TANABE & PARTNERS



- JR 有楽町駅（国際フォーラム口） 徒歩3分
- JR 東京駅（丸の内南口） 徒歩7分
- 有楽町線 有楽町駅（D3出口） 徒歩3分
- 三田線 日比谷駅（B4出口） 徒歩3分
- 日比谷線 日比谷駅（A3出口） 徒歩4分
- 千代田線 二重橋前駅（1出口） 徒歩5分
- 丸の内線 銀座駅（C9出口） 徒歩7分